

第四十九回 参議院 商工委員会 會議録 第二号

昭和四十年八月十日(火曜日) 午前十時四十七分開会

委員の異動

八月四日 辞任 北村 暢君 補欠選任 永岡 光治君

八月十日 辞任 柳田桃太郎君 補欠選任 高橋文五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君 理事 赤間 文三君 岸田 幸雄君 近藤 信一君

委員 井川 伊平君 近藤英一郎君 高橋文五郎君 宮崎 正雄君 柳田桃太郎君 吉武 恵市君 阿部 竹松君 永岡 光治君 鈴木 一弘君 向井 長年君

國務大臣 國務 大臣 安井 謙君 政府委員 公正取引委員会 委員 佐久間虎雄君 公正取引委員会 事務局長 竹中喜満太郎

第九部 商工委員会會議録第二号 昭和四十年八月十日【参議院】

通商産業政務次官 進藤 一馬君 通商産業政務次官 堀本 宜実君 通商産業省重工業局長 川出 千速君 常任委員会専門員 小田橋貞壽君 通商産業省通商局長 今村 昇君

本日の會議に付した案件 ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○下請代金支払遅延等防止法の一部改正に関する請願(第八七号) ○東西貿易の促進に関する請願(第一三〇号) ○繼續調査要求に関する件 ○委員派遣承認要求に関する件 ○産業貿易及び経済計画等に関する調査(通商政策に関する件)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。まず、委員の変更について御報告いたします。去る四日、北村暢君が辞任され、その補欠として永岡光治君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 理事会において協議いたしました事項について御報告いたします。

今期国会における当委員会の定例日を従前どおり火曜日及び木曜日の午前十時からといたしました。本日は、まず私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律の一部を改正する法律案及び諸願の審査を行ない、なお、繼續調査要求書の提出等を決定することといたしましたので、通商産業省の施策及び経済企画庁の施策についてそれぞれ説明を聴取いたし、通商産業政務次官及び経済企画政務次官の発言を許可いたしました。そのあとで、施策の説明に対し質疑を行なうことにいたしました。なお、明日は午前十時から委員会を開会することといたしました。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきまして、先般提案理由の説明をすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入りたいと存じます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 委員長、ちょっと速記を…… ○委員長(豊田雅孝君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。公正取引委員会事務局長。

○政府委員(竹中喜満太郎) それでは、お手元に差し上げました資料によりまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の要綱の御説明を申し上げます。

改正点は四点ございまして、初めの二点が実体規定の改正でございまして、三、四は機構と定員の改正でございまして、

第一は、現在独禁法の第十条二項で、金融業以外の事業を営む国内の会社が、その株式を所有する場合、その会社の総資産が一億円をこえるものについて、株式所有報告書の提出義務を課してお

るのでございますが、最近における経済の進展に伴い、会社規模の拡大に際しまして、中小規模の会社にまでその義務を課することはどうかということ、総資産一億円を五億円に引き上げようとするものでございます。

それから第二点は、第一点に際しまして、会社の役員または従業員が、その会社と競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねた場合、これらの会社のうち、いずれか一つの会社の総資産が一億円をこえる場合に、届け出の義務を課しているものでございますが、これを五億円に引き上げようとするものでございます。

第三点は、現在公正取引委員会の事務局に地方支分部局といたしまして、札幌、名古屋、大阪、福岡に地方事務所がございまして、今度新たに仙台に地方事務所を設けようとするものでございまして、これは公正取引の事務局の事務量の増大に必ずしも関係がございまして、

第四点は、公正取引委員会の事務局の定員が現在二百六十六名でございまして、十一名増加いたしまして、二百七十七名に改めようとするものでございます。

簡単にございまして、要綱の内容は以上のとおりでございます。

○近藤信一君 本来ならば、通産大臣に御出席願って御質問するところでございますけれども、予算委員会で通産大臣が余儀なくこちらに出席できない、こういうことでございまして、後ほどまた通産大臣の御出席を願っているからお尋ねする点もございまして、とりあえず私は若干の質問をいたしたいと思います。

そこで、まず法案に入る前にただしておきたいと思うのですが、これは私の意見も交えて御質問をいたしたいと思います。去る七月七日の経済關係懇談会で、佐藤総理は、不況対策として産

業界の自主的な調整の促進をやらなければならぬ、こう言つて指示をしております。これに基づいて、早々と通産省は、必要に応じて勧告操短などを行なう、従来より強力に行政指導しなければならぬ、そして産業界の減産体制というものを強化する方針だと、こういうことを言われたと伝え聞くわけなんですが、十二日には、鉄鋼の大六社の社長会というものが、ホテル・オークラで開かれまして、この自主調整についていろいろ意見がかわされて、何か意見の一致を見たというふうには伝え聞いておられるわけなんですが、通産省の行政指導によるいわゆる勧告操短というものを実施する動きということがここにあらわれてきた。そういったしますと、鉄鋼を第一号として、このあと続いてくるだろうというのが、繊維、セメント、そういう不況業種についてまた通産省は勧告操短をやるのじゃないかということが予定されるわけなんですが、このような動きに對しまして、最近の新聞論調では、一斉に行政指導、それからカルテルと独禁法の問題を取り上げまして、独禁法の無力化への方向に對するきびしい批判というものが、新聞の論調ではなされておるのですが、これらの論調に共通して見られますことは、やはり沈滞した産業界の不況ムードをどう打破するかという対策の必要性というものが、こういうものを認めながら、その方法としては、政府や産業界首脳部が現在の独禁法に反する行政指導カルテルによって生産制限を行なう、こういうふうにも思われるわけなんですが、独禁法の無力化の方向ということを目ざしておられますが、消費者の利益というものが不当に輕視される、こういうことを私どもは警戒しなければならぬのじゃないかと思つたのですが、こういう点から一、二質問をいたします。

うと思つてます。昭和二十八年には独禁法の改正を行なつて不況カルテルの結成を認可する条項が入れられたことがあるのですが、独禁法に基づく不況カルテルの結成というものはきつめて少数でありまして、依然としてこれは勧告操短が行なわれてきたということのほうが実情じゃないかと、こう思つたのです。最近では粗鋼について勧告操短を行なうことになりました、すでに実施段階に入つていくこともこれは御承知のとおりだと思つてます。勧告操短を合法化する根拠というものは一体どこにも見当たらないと思つたのですが、それにもかかわらず今日勧告操短というものが行なわれてきていることは、公取がやむを得なくこれを黙認している、こういうことじゃないかと私思つたのです。黙認の理由は政府の行政指導によるものだからと、こう言われておるのでございますけれども、政府の行政指導によってなぜ違法のカルテルが違法性を追及されずに黙認されておるか、こういうことは非常に私は矛盾しておるのじゃないかと思つたのですが、この際法律のまた理論的な説明というものをひとつ願つたいと思つた。

○国務大臣(安井謙吉) 近藤委員のお話のとおり、私どもはこの独占禁止法というものが経済のルールを守つていき、消費者の立場を守つていくという立場から非常に厳に守られなきゃならぬものだと思つて、その運用もやっておる次第であります。ただ、経済界の実情上、たゞいま御指摘のような事例もあつたことは確かでありまして、それに対する法律的な解釈等につきまして、政府委員から御答弁させたいと思つた。

○政府委員(佐久間虎雄君) たいま御指摘の粗鋼の減産でございますが、公正取引委員会といつたしましては、行政指導によりまして生産制限を、経済的に見ますと、全く民間における共同行為の場合と変わらぬものでございまして、望ましくないのでございまして、極力これを避けるように希望いたしておるわけでございます。できまことに希望ならば、独禁法上の不況カルテルで処理していただくというふうには、この両三年強くその方針を堅持しておるわけでございます。たまたまこのたびの粗鋼の減産につきましては、御承知のように粗鋼業界は非常に内容が複雑でございます、業界にカルテルの結成をさせますためにはあまりに事情が込み入つておりました、簡単にカルテルの結成はできない、それからまた政府の不況に對しまして総合対策の一環といたしまして早急に施策が必要だと、こういうような事情もありまして、通産当局におかれて、個々の企業に對しまして勧告をなされたというふうには承知いたしております。しかし、公正取引委員会といたしましては、このような勧告操短の場合には、往々業界の共同行為を伴います場合が多いものでございまして、その辺につきましては十分事態の推移を監視いたしまして、独禁法上取り上げるような事態が出ますれば、これに措置していきたいというふうな考えております。

○近藤信一君 いまの御答弁からいきまして、私はやはり不況の場合に、特にこの公取委員会といふものが本来ならば強化されなければならぬ、これが常識じゃないかと思つたけれども、やもすると産業界に押されて公取委員会のほうが軟化する、こういうふうには一般に批判を受けているこの事実、こういうことは、私はいまの公取の存在の価値といふものがだんだん薄らいでくるんじゃないかと、こう思つたので、その点はどうなんですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) 業界では、ことに経済界の団体等には、独占禁止法に對するいろいろな批判がありますことを承知いたしておりますが、私ども公正取引委員会といたしましては、自由経済の基幹といたしまして、やはり独占禁止法の趣旨といふものは絶対に堅持していくべきものとかく信じておりますので、実際の運用にあたりましては、それぞれの事情に應じて無理のないような運用はできるだけいたしていきますが、趣旨として、これをはずすというふうなことは一切いたさない方針でまゐっております。

○近藤信一君 独禁法には不況カルテルの規定がございまして、それから、その手続を回避して勧告操短の方向を目ざしておることなので、いまの通産省及び産業界の実情というものはそういう方向に向つておるんじゃないかと思つたのですが、産業界の不況対策は必要である、しかし、不況対策を理由としてこれをにじみの御旗のごとくにして、それで勧告操短の乱発といふんですか、結局消費者が不当な不利益をこうむる。独禁法の基本精神といふものにこれは反するんじゃないか。そこで、私どもとしてはこういうことには全く賛成できない。法の規定に基づく不況カルテルを申請させるのが筋でございます。世上、不況カルテルといふものが申請をきらわれるのは、認可基準がうるさいからか、また、認可までに時間がかかり過ぎて緊急措置としての役に立たないんだ、こういうようなことが言われておること御承知のとおりだと思つたのですが、公取当局として、不況カルテル申請がきらわれているのは一体どういふ理由によつてそういうふうなことが出てくるのか。また、どのようにあなたのほうで認識しているのか。勧告操短に逃げ込まれないで不況カルテルの申請の方向へ持つてこさせるためには、公取としてどのようにこれを進めるか。こういう点についてあなたのほうの見解をひとつお聞かせ願つたい。

○政府委員(佐久間虎雄君) たいまのお話でございますが、業界におきまますカルテルの結成は、外から見ると容易なようでございまして、けれども、なかなか業界の意見がまとまりまますというところは容易でございませんで、非常に時間を食つております。これはどの業界につきましても、カルテルの経過を見ますとそういうような動きをいたしておられます。で、公取といたしましては、法律上認められておりますカルテルを認可します場合には、積極的要件、消極的要件と、きびしい要件が定められておまして、たとえて申しますと、価格が生産費を下回つて不況事態が完全にある、それから合理化を十分やつて、なおかつその不況が切り抜けられない、それからま

て、後退されてはならないと思つたので、不況カルテを容易に結べるようにすること、このころのほうは重要なことかと思つたのですが、これは企業の体質改善や国際競争力の強化をはかる、こういうことに役立たせるといって、いろいろなことやらされるわけなんです、こういう点については若干私は疑問があると思つたので、より高い次元から見た場合、むしろ逆効果をもたらすことになるおそれがあると思つたので、これは今後独禁法の無力化への動きということ、これは重大な関心を持って見守つていかなければならぬと思つたので、この際、通産大臣はおられぬが、公取のほうからひとつ所信を伺つてみたいと思つた。

○政府委員(佐久間虎雄君) いただいた御質問につきましても、全く同感でありまして、法の趣旨を堅持いたすことはかたくお約束できると思つた。ただ、法律の運用につきましても、時局の動きに十分即応した運用をいたしまして、経済界の要請にもこたえて、法の運用を誤らないようにいたしますと同時に、不法な法の改正要求等は厳として退けていく、かように考えております。

○近藤信一君 それから、いま一つ私はお尋ねしておきたいと思つたのですが、いつだったか、過日新聞で私はちょっと拝見しましたんですが、不当広告のことで、テレビでいま膨大なというか、過大なツイズのあれをやつておる。これを私はかつて公取委員会の渡辺さんにもこのことで質問したことがあるんですが、その当時は対象にならぬと言つておられたんです。ところが、過日公取で、そういうものを対象にして取り締まらなげやならぬということ、ちょっと私、新聞で見たんですが、いま、あなたのほうで、テレビに対する過大なツイズの取り締まりに対してはどのような考えをお持ちされるのか、これをちょっとお聞きしておきたいと思つた。方針が変わつたのかですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) いま御指摘の点でございますが、従来は懸賞によりまして、くじの方法によりまして懸賞を与えるものを直接規制して

おつたんでございますが、だんだん脱法的なものが出てまいりまして、優等懸賞と申すか、いろいろな不確定なことを題にいたしまして、それを当てさせましたり、あるいはキャッチフレーズとか宣伝文、感想文、こういうものを募集しまして、その優良なものに賞を与えるとか、あるいはクロスワードとか詰め将棋、そういうふうなものを出しまして、当選者に賞を贈るといふように、くじの方法を避けて懸賞授与の方式が非常にやられてまいりまして、これでは法の趣旨を全くのがれるものも同様でございますので、何らかの形で規制することになりました。先般公聴会を開きまして、この点の、いま申しました三点もくじの方法と同様に、懸賞を与える場合には一定の限度以下にとどめるように規制いたしましたわけでございます。

で、これらの規制は、その商品の販売に伴います場合のみ規制いたしておるのでございまして、テレビのように、商品の売買と直接結びつきませず、企業広告と申すか、一般的にだれが応募してもいいというふうな、オープンと申すところの対象になつておらないものでございまして、たとえば学術論文のようなものをだれでも応募できるといふふうにして賞を与えるというものに例外というふうにしております。販売に伴いましてやります場合には、いま申しますようなものも、今度はすっかり規制の対象に入れたわけでございます。そんなような事情でございます。

○近藤信一君 前に私が質問したときには、そういうものは対象にならぬという話だったけれども、しかし、スポンサーといふか、それはやっぱり商品を売るために宣伝するわけなんです、自分のところの会社の名前を売つて、それうすれば、私は、たとえば、そのツイズにあらしたらヨーロッパへ飛行機で行けるとか、世界一周させるとかいうふうな、これはもうだれが見ても過大な広告だと私は思ふんだ。直接物を販売するための、これを買えばこうだという広告でな

い、こういうところに公取が対象になつていないということであるけれども、実際はその会社の宣伝をするのだ、膨大な宣伝費を出して宣伝する以上は、自分のところの物を売らんがために宣伝するのだと私は理解するのだが、この点、私はおかしいと思つたので、そういう点は公取としても、これ考ふる余地があるのじゃないかと思つたので、これを考えるには、法律を改正しなければならぬかどうか、この点どうですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) 全くテレビの場合などは、趣旨におきましては、これはやはり規制する性質のものかと存じますが、法律の規定が販売の誘引というふうなことを使つておりました、オープンに募集いたします場合を対象にいたしておりますけれども、やろうにもやれないというふうな状態でございますが、将来もしこれがさらさらいろいろ弊害が出るようございまして、法律改正につきましても検討しなくてはならないかというふうなことを考へております。

○近藤信一君 では総務長官に一点お尋ねしておきたいと思つたが、七月七日の経済閣僚懇談会の佐藤総理の指示及びこれに基づく通産当局の姿勢を見ておると、どうも政府では、今度の産業界の不況が、減産体制の強化で切り抜かれると考へているように見られるわけなんです。財界の一部には、不況を切り抜けるには独禁法の緩和が不可欠だ、こういう意見もあるわけなんです。このため、産業界の不況打開というものは、経営安定のために、減産体制の強化よりも、過剰投資に伴う金融費用の増大をはじめとする、もつと基本的な原因に対する対策を再検討する必要がある、こう考へるわけなんです、これは当然下がるべきは、管理価格を助成する、減産体制強化は、管理価格を助成する、これは当然下がるべきは、管理価格を助成する、勧告短縮で価格を維持して企業の利潤を確保してやるという、これだけでは、あくまでも生産者本位の考へ方でございます。さきの国会で経済企画庁設置法を改正して、国民生活局を設置したという、これは消費者保護を推進するといふ政府の施策と相いれられないものがあるのじゃないか、こういうふうにも思ふのですが、独禁政策並びにこの消費者保護政策と産業政策との矛盾が表面に出てきていると思ふのだが、これに対する総務長官、どういふ見解をお持ちされるのか、伺つておきたいと思つた。

○国務大臣(安井謙吉) たいまお話し、勧告短縮以外に不況を切り抜ける方法がもつと積極的にあるはずじゃないか、こういうお話し、私も非常にごもつともだと思つた。これは金融の方面においては合理化の方面その他から、積極的にそういった経済界の立て直し、あるいは業界の立て直しをやる積極的な方法が必要であらう、それと同時に、非常に緊急な場合に緊急な対策として短縮という点も一つの手段に相なるかと思つた。これがいまの本来の独占禁止法の趣旨から著しく逸脱するようないふこともないように、私どもはこの点については考へているつもりでございます。そういう措置も、いまの経済状況から、やむを得なかつたものの一つであらうかと思つた次第であります。

○近藤信一君 今度の法律改正の内容といふものは、ほんとうに簡単なもので、あまりお聞きするところはないかと思つたのですけれども、やはり一、二の点についてお尋ねいたさなければならぬと思つたのですが、今度は人員を二百六十六人を二百七十七人に改めるわけで、十一人増加することになるわけなんです。そのほか三名といふものが不補充の解除云々とあるわけなんです、この点は法律と関係なく実施していかどうか、そういうことで、これはやつていけるか、こういう点、どうですか。

○政府委員(竹中喜滿太君) 現在の定員はおつしやるとおり、二百六十六名でございます。昨年の九月四日の欠員三名が凍結されておりました、予算上、大蔵省との話し合いでは、この三名を含めて十四名の増員ということでございます。で、予算定員の上では三名生かしまして十一名といたしまして、二百七十七ということになっております。

○近藤信一君 法律とは関係なくやっているのか。法律改正、これは去年のあれでいい。

○政府委員(竹中喜滿太君) 従来の定員でございませうから、それで十四名を生かすという、その生かす十四名のうちの三名は、すでに凍結したものを生かすわけでございますから、十一名だけふやせば、三名はこの法律に関係なく補充できるわけでございます。

○近藤信一君 やはり私は、公取は不景気になつてくれればよいに業務がふえてくるのじゃないかと思つたのです。そこで、今度、定員わずか十一名の増だが、わずか十一名の増で、二百七十七人でこれから対処していかうか。また、あなたのほうとしては、今度十一名増になつたのだから、二百七十七名でこれはもう十分だと思つておられるのか。将来の展望として、一体どれくらいが適当であるか、こういうようなことについて考へておられることがあつたら、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐久間虎雄君) 十一名このたび増員をお願いしておりますが、御指摘のように、昨今不況カルテルの申請が非常にふえまして、その係では日曜も出勤いたして、夜を日に継ぐというような状態でも忙しく仕事をいたしております。さらにまた、不当表示法とか下請遅延防止法の法律も今度強化されました、非常に事務量がふえてまいりまして、とても十一名で万全ということでは申せません。さらに、四十一年度の予算にあたりましては、ただいまのところ、まだまわつていませんけれども、相当思い切つた人員を予算をちようだいたしたいと思ひまして、ただいませつかく策定中でございます。

○近藤信一君 私はなぜそういうことを質問するかという、私もいろいろと聞いたり見たりしてあります。現在の公取の人員ではなかなか困難じゃないか。特に、このただ申請してくるものだけを抱へていけばいいというのでなくして、やはり積極的に対処していくということになれば私は人員は足りないと思つたのです。それはどういふこ

とかという、やはり不況になつてくれば、下請代金の問題がだんだんと遅配していく、それから法改正をやりまして、一昨年でしたか、六十日をこえた場合には利息をつけなければならぬ、手形に。ところが、実際に、六十日をこえたからといって利息をつけておるかどうか。そういうことは、勇気を持って申請してきたやつは、公取としてこれは取り扱われるわけですけれども、実際は、もしそういうことを言えば、親企業は陰に陽に仕事のことです。これ自身が公取違反になるのだけれども、だから、そういうことをおそれて泣き寝入りしている下請業者がほとんどだと思つたのです。

それから過日も私、話を聞きましたが、こういうケースもある。たとえ六十日経過すれば利息をつけなければならぬ。だから、六カ月の手形を切る。六十日過ぎてても利息をつけない。どうしてやっていると、という、単価を若干上げていませう。そして、その単価の上げた分、利息の埋め合わせなんだ。こういう合法的な方法を講じている。上げて正式に単価の上がる分はこの利息分なんだぞ、こう言つて下請業者に実際その長い手形を渡しておる。実際もらつたほうでは、単価の上がり下がりというものは、そのときの会社のほう都合で切り下げてくることも上げることもあるのだし、上がったからといって、必ずしもそれが悪いときに上がったということもない。いいから上がったというふうに分のほうは理解すれば、単価の上がることは当然だと、六十日以後の手形については依然として利息をつけてくれないのだ、こういうケースがたゞさんあるという話を私、聞いたのですが、こういうものについては、あなたのほうはどういふふうに見ておられるのですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) 下請代金の遅延につきまして、先般、法律の強化をしていただきました。せつかくたいたいいろいろ準備を進めておられますが、遅延利息につきましては、従来から規定がございましたけれども、ほとんど行な

われていなかったんじゃないかと存じます。このたびの改正によりまして、注文書の記載事項を精密に規定いたしましたして、それに必ず遅延利息のことを記載させるようにいたしましたし、また、会社の帳簿にも、遅延利息に対しての記録を必ず保有するように、今度は規定をつくりまして、私も公取として、親会社の帳簿を見ましたり、下請会社の書類を見ました場合に、遅延利息が支払われておるかどうか、あるいは、そういうふうな帳簿の上でトレースができるように今度改めまして、今後は遅延利息につきましては相当手が届いていくんじゃないかと存じます。何ぶんにも、御指摘のように、下請業者は自己の不満をなかなか述べませんで、その点、私どもとしても、また中小企業庁としまして、非常に仕事がいそいそでございますが、せつかく協力団体あるいは商工会議所等の力もかりまして、そういう方面から遅延の著しいものは私のほうに通告されるように、せつかく、そういう仕組みもたたいま検討を進めておりますが、今度の強化によりまして、ことに六十日の支払期限が制定されました、銀行で割り引ける手形でなければならぬということになりますと、自然、手形のサイトも短くならざるを得ないわけでございますが、そういう点につきましては、現状をできるだけ改善していくように、中小企業庁とも十分打ち合わせをたたいまいたしております、着々と改善の歩を進め始めております。

○近藤信一君 そこで、公取の現在のあれとして、おまに、この申請のあったものについて調査をする、現地にもおもむいて直接自分たちが介入して調査をするというあれは、あまり人員の点からいってでもできないのじゃないかと私は思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) 下請代金につきましては、親会社が一万程度あるようでございますが、それを年四回に分けて、中小企業庁と共

ど、下請に対するごまかい事情調査の報告をとつております。その報告によりまして、支払いが遅延しているということがわかりましたと、今度は下請のほうの關係、さらに、その親会社を臨検調査をいたしましたして、つぶさに内容を調べる、その結果、著しい違反のあります場合には、改善方を勧めましたようにいたしております。大体それによつて、多くの場合改まらりますが、中には、親会社自身が左前になつておられます、なかなか速急に改善ができないというような場合には、そういう事情を若干勘案しまして、できるだけすみやかに改善するように、行政指導並びに勧告をあわせて用いて指導いたしております。いままでは例はございませぬが、勧告によりましてどうしても事態が改まらないという場合には、公表する仕組みになつておりますので、会社にとりまして、公表されるといふことは致命的なことでございますので、ただいままでは行ないませんが、今後は公表も、状況によりましてはどんどんやつていこう、かように考へて、調査も臨検調査をするというふうな徹底的に進めつつあります。何ぶん一万もありまして、数多いものでございますから、十分手が回らないというのが実情でございます。

○近藤信一君 法改正してもう相当になるのだが、その後何か申請のあったのはありますか、あなたのほうに、この下請代金の手形に対する利息をつけなかつたのだというふうな、下請業者から異議の申し立てというのですか……

○政府委員(佐久間虎雄君) 遅延利息につきましては、法律に載りましたのがたしか三年ほど前だと思ひましたが、一つも実例はないように承知いたしております。

○近藤信一君 一件もないのですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) 私のほうに報告のありましたのについては、ほとんどないのじゃないかと思ひます。実際私どもに報告にならないもので支払われたものがあるかもしれませぬ。それから、中には、先ほど御指摘のあつたように、価格の中にそういう遅延利息に相当するようものを

織り込んで価格を取りきめられているというものもあるように聞いておりましたけれども、支払いが遅延したから遅延利息を支払ったということ、まだ聞いておりませんが、それを先般の法改正で厳重に今度施行することになりましたので、七月十五日から施行することになりましたので、ただいま準備を進めておるわけでございます。

○近藤信一君 ですから、私は、下請企業のために法改正しても、実際法改正してそのまま六十日以降の手形に対して利息をつけておるかというのと、全部つけておきますと言うかも知れませんが、実際はそうほとんどなされていらないというのが、私は実情じゃないかと思うのですよ。だんだんと手形が長引いておるし、そういう点からいっても、やはり公取の機構というものを私はもっと強化する必要がある。そのためには、やはり人員というものをもっと私ではできませんが、そういうことで直接調査できるような、そういう方向でいかなければ、ただ法改正しても何にもならぬということに終わってしまうのじゃないか、という結果になるのじゃないかと私は思うのですがね。そういう点はどうですか。

○政府委員(佐久間虎雄君) 御指摘のとおりでありまして、遅延利息につきましては、六十日過ぎたら遅延利息を支払うということではなくして、六十日以内に現金または手形で支払う、手形が通常の銀行で割り引ける手形であれば、それで一応支払いが完了したという扱いになっておるものでございまして、手形のサイトが長くても銀行で割り引けますれば、一応支払いが完了したとしておりまして、その遅延利息の問題も起こっておらないわけでございます。現金または手形の交付が、六十日以後に行なわれた場合に初めて遅延利息の問題が起る、あるいは手形が割れないような場合に起るわけでありまして、そういう点から見まして、どの程度まで実際に遅延利息の問題が起るかどうかということも、はっきりいたさないのでございますけれども、やはり私も聞くところによりますと、遅延利息の条項が規定に入りましたけれども、親企業者としてはやはり相当神経を使っているように聞いておりました、私のほうとしては受けておられませんけれども、何かしら効果はあるに違いないかと思っております。今後それを一そう厳重に施行していきたいと考えております。

○近藤信一君 まあいづれにいたしましても、やはり私は公取の強化のためにも、ひとつ今後十分にも考えてもらいたいということ、私としては一応質問を終わりますが、他の委員の諸君の質問があるかと思っておりますので、きょうこれでこの公取の質問を打ち切らずに、次の明日の委員会でもこの問題を委員長から取り上げていただきたいと思っております。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、本日はこの程度にいたし、明日午前十時から本案に対する審査は続行いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、請願の審査を行ないます。本委員会に付託されました請願二件を一括して議題といたします。まず、本請願につきまして専門員から要旨を報告させます。

○委員長(小田橋貞寿君) 簡単にそれでは請願の趣旨を御報告申し上げます。第八七号は、下請代金支払遅延等防止法の強化を求めたいという請願であります。ただいまお話しにありましたように、先国会でこの法律は改正になったのでありますが、さらにこれを強化、特に支払期間の短縮、支払い遅延防止策の強化、違反親会社に対する罰則の強化というような点を中心に改正を求めたいという請願であります。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、本日はこの程度にいたし、明日午前十時から本案に対する審査は続行いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 右の二件について、理事會においては、いづれも採択することを適当と認めております。以上のとおり、決定することに御異議ございませんか。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 右の二件について、理事會においては、いづれも採択することを適当と認めております。以上のとおり、決定することに御異議ございませんか。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、産業界及び経済計画等に関する調査を議題といたします。最近における通商政策に関する件について質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。速記をとめて。

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

○近藤信一君 この際、バナナの自由化の問題について若干お尋ねしたいと思っておりますが、本来バナナが自由化になりましたのは、一般消費者に安いバナナを食べさせよう、こういう趣旨から自由化になったと思うのですが、この点どうですか。

○政府委員(堀本宜実君) ただいまお話がございましたように、価格がなるべく安く大衆に供給することができるようという考え方であると存じます。

○近藤信一君 ところが聞くところによると、昨年来相当たくさんバナナが輸入されて、そして私も市中においても相当安いバナナが消費者の手元に入った。ところが、国内の業者間においては非常に競争が激しくなり、そういう点から今度は輸入組合をつくって、それによって輸入を統一していこうという動きがいまあるやに聞いておるのですが、この点どうですか。

○説明員(今村舞君) ただいまお話のとおり、輸入の秩序を回復いたしますために、本年の春以来業界に対しまして行政指導をいたしました。輸出入取引法による輸入組合の設立ということを進めてまいっておりますので、いまの見通しとして

は、いつごろできる予想ですか。

○説明員(今村昇君) いろいろ業界の事情が複雑でございまして、ただいままで若干の曲折がございましたが、設立の準備は進行しておりまして、遠からず設立をみるものというふうに考えております。

○近藤信一君 そこで、輸入組合が一元化されて、輸入組合で輸入するようになった場合には、バナナの消費者の手元に入る場合には、やはりこれはバナナの単価というものが上がるといふような見通しになるのですか、これはどうですか。

○説明員(今村昇君) 輸入組合をつくりましますゆえんは、バナナの輸入の取引条件、特に台湾に對しますところの取引条件が、輸入業者の過当競争のために著しく悪化しております。したがって、そういう点を輸入組合の設立によりまして正常化する、こういうことによりまして、ただいま取引条件が不当に悪化している点を是正することができるといふふうに考えております。したがって、その限度におきまして輸入の価格等も安くなるということを期待しております。

○近藤信一君 ある業者が、ちょうどバナナの端境期といえますか品切れの際に、これでは消費者も困るだろうからということで台湾で契約して、そうしてそれをいざ台湾の生産者から出荷しようという際に直面して、日本の通産省からちょっとそれは待ってくれというふうなことを通達をされたというふう聞いておるのですが、この事実はどうですか。

○政府委員(今村昇君) ただいま御指摘の問題は、本年の七月の初めに台湾のバナナの輸入につきまして、台湾のほうでは御承知のように四半期ごとにバナナの輸出の割り当てをいたしております。四月—六月期の割り当てが一応終わりました。その次の七月—九月の割り当てに移ります。その間に、若干の時間的な空白ができるかどうかという問題が確かにございます。通産省といたしましては、輸入組合の設立問題が非常にデリ

ケートな段階にございましたので、本来ならば、台湾側が輸出を割り当てていたしまして、それによつて輸入の承認をそれに基づいて与えていく、こういう制度でやっておりますが、七月—九月に限りましては、通産省が割り当てをするということ、七月の十六日から割り当てを発売いたしました。その前後に、ある業者が台湾以外の原産のバナナを輸入する、こういう割り当てを受けました。それを全額台湾に切りかえまして、それでもって台湾から輸入をする、こういう申請があったことも事実でございます。当時、私もとしましては、輸入組合の設立が非常に重大な段階でございましたので、もし一部の業者が非常に大量のもの、あるいは先取りというふうな形で輸入されるというところは、業界に相当の混乱を起すというふうなことを考へておりました。何ぶんこれは通産省としては、法的にとめる方法がないわけでございます。ところが、台湾側のほうで、やはりそういう日本の情勢を察知いたしましたことかと思ひますが、輸出の許可を見送りましたものから、結局、その品物は日本へ出荷されないうちに今日に至つておるわけでございます。経過はさうなことでございます。

○近藤信一君 現地のほうでは、出荷組合—生産者組合ですね、生産者組合と、それから台湾の貿易協ですか、と話し合つて、よろしいということになって、輸出をしようという段階になった。ところが日本の政府から、いまそういう輸入組合をつくつておるやきで混乱するから、いま輸入するのはちょっと待ってと、こういふふうなことをあなたのはうで台湾のほうへ言われた。向こうは出したんだと言つておるけれども、その向こうからの返事でも、日本の政府はあくまでもこれを輸出してもらつて、困ると、こう言つてきておる。そうすると、あなたのはうは、いま入荷することによつて混乱をされると言われるが、入荷しないことによつていま混乱しておるといふのが現状じゃないかと思つておるのですが、この点はどうですか、あなたのはうの見解は。

○説明員(今村昇君) バナナは三十八年の四月から自由化されておりました。自動輸入割り当て制度というところでやっております。私どもは、この自由化されました制度を元へ戻すというふうなつもりはございませんで、なるべくこれを自由化の形のままに秩序を回復したい、こういうこと、輸入組合の設立を急いでおる次第でございます。この七月—九月は、臨時緊急の措置といたしまして輸入割り当てを行つた次第でございます。自由化しないことによつて混乱しておるといふようなことではないと私は考へております。

○近藤信一君 現に、現在浜相場は上がつてきておるでしょう。従来、昨年から今年初めにかけては、一かご五千六百円から五千八百円程度であったのが、いま六千三百円から六千五百円ぐらゐに上つておる。そうすると、あなたのはうでストップをかけたからこれは上がつてきているので、向こうで出荷組合が出荷しようとしたのをそのとおりに出荷しておれば、まだいまだんどん入つてくるわけなんだから、バナナ相場は上がらないと思つておる。いま、ないから、品切れで浜相場がどんどん上がつてきているんです。浜相場が上がるといふことは、消費者がそれだけ高いものを買わなきゃならぬということになる。いま物価問題で非常に値下げをしなければならぬということで盛んに騒いでおるときに、逆にあなたのはうは上げておる。その点どうなんですか。

○説明員(今村昇君) 台湾の七月—九月後におきます輸出の総量は、百五十万かごでございます。先ほど申し上げました七月十六日に発売をいたしましたものも、百五十万かご全量発売をして、割り当てをいたしております。したがって、それらのバナナは、逐次これから出荷されておる。日本に到着することになっておる。それ以上、百五十万かご以上に台湾側がどのくらい出荷能力があるかという問題につきましては、いろいろな説がございまして、はっきりしたところがまだつかまつておりませんが、少なくとも台湾が当初日本に對して輸出能力があると思はれました百

五十万かごにつきましては、これは全量割り当ていたしましたので、特に輸入の数量をしぼつたという感じはございません。

○近藤信一君 今年の予想かごというのは、百五十万かご台湾から輸出するの……しかし、向こうの契約したのは、この百五十万かご以外で輸出を、輸入をしようとして、こういう契約になつておつたわけですね。それをあなたのはうは、いまそれをやられては困ると、いま自由貿易時代に、通産省のほうからそういうふうなことを、輸入組合をつくるから、いまつくるやきであるから混乱をするからということで、それを出荷してらつては困るといふようなことを、あなたのはうが言われたとすれば、これは私は重大な問題じゃないかと思つたのだが、これは自由貿易をあなたのはうは妨害することになると思つたのだが、一体どうなんですか、その点は。

○説明員(今村昇君) ただいま御指摘の点でございますが、いまのワケ外で、百五十万かごの外にその数量を輸入するかどうかという点は、実ははっきりいたしておりません。それから、先ほどから申し上げましたように、私どもの見解は、その分限があつた時期に入つてくれば、相当業界が混乱したであろう、こういう見解を持つておりましたし、現在でもそう思つておる。したがって、ただ、私どもが台湾の政府に何か指示をして輸出をとめたというところは、これはないのでございまして、輸出を許可するかどうかは、あくまでこれは台湾側の問題でございます。そのように存じております。

○近藤信一君 それは、あなたのはうでは輸出をとめたということじゃないと言つても、実際はそういう形になつておるわけなんだ。向こうから、こういう話だかどうだかといつて伺いを立てて、あなたは、いま困るからと言へば、これはもう困るからというところは、もうやめてくれということだと思つておる。すると、実際はとめたことと、自由貿易時代であるから、一切の資力をそこへ投じて、そして商売やろうということ

かかったのに、それをあなたのほうで、いま輸入組合をつくっているやさきだから、それはしばらく待ってもらいたい、あなたのほうは待ってもらいたいと言ったから向こうは待っている、向こうからの手紙を見ましても、カッコしてちゃんと書いてある。日本政府が中止を申し入れてきておるから、これはどうしてもいまのところは出せませんからと、こういうことを言ってきている。すると、現実にあなたのほうは、政府でこれを中止させておるといふことが言えるのじやないかと私は思うのですが、これはあなた、自由貿易に対する逆行じやないか。逆コースをたどることになるのじやないかと思うのだが。

○説明員(今村昇君) 事實は先ほど申し上げましたとおりでございますが、まあ現実にまだベンディングになっておりますので、台湾政府側でもいろいろ考慮中だというふう聞いております。私どものほうとしまして、時と場合によりまして、先ほど申し上げましたような業界の混乱がもう起こらないというふうな見きわめさえつければ、それは必ずしも固執するわけではございません。何ぶん問題は台湾のほうのインシアチブによって解決される問題でございますので、必要に応じて私どものほうも検討してまいりたいというふうに思っております。

○近藤信一君 これは、混乱が起こる、起こると言われるけれども、入荷しなくても混乱が起こるば、どっちも同じだということになる。あなたのほうで、じゃ、混乱が起こることによってやめてくれと言われたのは、それじゃ百五十万が以外ならよろしいから出してくれと、あなたのほうが一言葉えばすぐ向こうは出すわけだが、あなたのほうは出すのをやめてくれと言っているから、これは出さないのだと、あくまでも向こうは向こうで、台湾はあくまでも日本政府が中止をしていられるから出したいと、出せないと、こう言っているのだが、そのところが私は食い違っているのじやないかと思う。あなたのほうは現地の

のほうと、出先と、その点は十分打ち合わせてやっておられるのか。
○説明員(今村昇君) 十分打ち合わせてやっております。
○近藤信一君 このことで私はそうしつこくは言いませんけれども、やはり、いま業者が、しかも中小企業ですよ、それが自分の一切の資財を投じて一番商売をかけてやっていると、いまつぶれるかつぶれぬかの岐路に立っていると、いまつぶすよ。あなたのほうがあくまでもこれを阻止するということになれば、これはもうつぶれてしまふんですよ。あなたのほうの指導というのは、何にも中小企業をつぶすというあれじやないでしょう。育成振興するというのが通産省のこれは私は仕事じやないかと思う。つぶすほうにあんたらは努力しておることになるんだ、いまの状況からいけばね。
○永岡光治君 関連質問。いまのお話ですと、出先と連絡して...。台湾のほうには通産省からアタッシェがおるんですか。
○説明員(今村昇君) 台北の大使館に通産省の者が一名出向しております。
○永岡光治君 で、それには何も、とめてくれというふうな打ち合わせをするようにという指示は全然してないんですか。
○説明員(今村昇君) 先ほど申し上げましたように、積極的にとめてくれというふうなことはいたしておりません。
○永岡光治君 積極的ににも消極的にも、一切こちらら意思表示してないと、全く台湾政府の、あるいは台湾の業者の自由意思だと、こういうふうになつておるわけですか。
○説明員(今村昇君) 私どものほうに意見を求められたことはございませぬ。で、その意見といたしましては、好ましくないと、当時好ましくないと、こういう意見を申しました。
○永岡光治君 その意見を求められたというの、どちらですか。
○説明員(今村昇君) これはいろいろ外交問題で

ございませぬので、あんまり詳細にわたって申し上げることはできないと思っておりますが、この出先におります者に対しまして、それから当地の中華民国の大使館に対しまして、私どもの考え方は伝えてございませぬ。

○永岡光治君 私はこの問題に深入りする考えはございませぬが、ただ、しろうとでありますから、将来いんげんな意味の勉強になると思っております。で、質問しておきたいと思うんですが、台湾の、こちらに大使館があるはずですね。そこにはやはり向こう関係のアタッシェが通産省関係もあるだろうと思ふんですね。それとやっぱりおたくのほうと連絡しておるだろうし、それから日本政府は台湾に大使館あるいは領事館があるでしょうけれど、そういうところを通じて、アタッシェを通じているような連絡することだと思ふんですが、いまのような問題は、日本政府は、台北における大使館のアタッシェを通じて台湾政府に連絡をとる、それからまた、こっちの優先における台湾の大使館の關係者のほうにこちからまた連絡をとる、こういうようなことをやるわけですか。そこら辺のところ、ちょっと教えてくれませんか。
○説明員(今村昇君) そのとおりでございます。
○永岡光治君 そのとおり...、もうちょっと詳しく。
○説明員(今村昇君) 台北におきましては、わが方の大使館と先方の政府とが接触を保っております。したがって、日本政府の意向は、台北の大使館を通じて、必要な中華民国の政府部局に伝達するのが通常でございます。と同時に、中華民国の大使館が東京にございませぬので、これの経済担当者と私たちとは、これまた接触がございませぬ。そういう両面交通でございます。

○永岡光治君 いまのこの台湾から出荷を予定されて、しかも、あなたのほうのお話を聞きますと、券の割り当ても済んだと、こう言っておりますが、それはいつでも輸出していいわけですね。そうしてこっちは輸入していいわけですね。向こうから輸出、こっちは輸入の手続をとって

ているわけでしょう、お話し聞くと、どうやらそれ以上のものが出ると、どうも輸入組合の設立の段階だから混乱を来たす、だから待ってくれ、という方が、まあ好ましくないと、どうも意思表示をしたようですが、そういうときは、どうも経路をとるのですか、ちょっと教えて下さい。
○説明員(今村昇君) ただいまの御質問は、こちらのを向こうへ伝達する方法についての御質問だと思ひますが、日本政府の意思は、通常の場合、外務省を通じて、そうして台湾におります日本の大使に電報または公文で伝達するのが通常でございます。

○近藤信一君 この点、私はまあ委員会であまり深くも尋ねませんが、何回聞いても同じだから、やはりいま特に私が聞いておるところによると、ちょうどバナナの端境期であることは御承知のとおりだと思ふのです。だから、その間に輸入をして、それでいままでの消費者の値段というものをくすさないように、いわゆる従来どおりの安値で消費者に入れていこうと、こういうことであつたの、あれを台湾とあれで、何か意見を求められたとか求められぬとかいうことで、いまちょっと膠着状態になつておる。このことについては、やはり私は何らかの打開の道を開かなければ、中小企業がそういうことで倒産していくということは、私は非常に今日の現状からいって、忍びないのじやないかと思ふのですが、そういう点について、行政指導をもう少し考えてやってみて、私は一応この点については中止いたします。今度は自動車のあれをちょっと簡単に...。本来ならば、これは通産大臣から直接御答弁をいただいた方がいいと思ふのだけれども、通産大臣は予算委員会のほうに行つておられるから、局長でいいと思ふのですが、で、伝えられるところによりますと、自動車の自由化が十月からは必ず至だということ、新聞等においても通産大臣のことは、それから事務次官のことは、新聞にこれ

○説明員(今村昇君) 台北の大使館に連絡をとる、それからまた、こっちの優先における台湾の大使館の關係者のほうにこちからまた連絡をとる、こういうようなことをやるわけですか。そこら辺のところ、ちょっと教えてくれませんか。
○説明員(今村昇君) そのとおりでございます。
○永岡光治君 そのとおり...、もうちょっと詳しく。
○説明員(今村昇君) 台北におきましては、わが方の大使館と先方の政府とが接触を保っております。したがって、日本政府の意向は、台北の大使館を通じて、必要な中華民国の政府部局に伝達するのが通常でございます。と同時に、中華民国の大使館が東京にございませぬので、これの経済担当者と私たちとは、これまた接触がございませぬ。そういう両面交通でございます。

○永岡光治君 いまのこの台湾から出荷を予定されて、しかも、あなたのほうのお話を聞きますと、券の割り当ても済んだと、こう言っておりますが、それはいつでも輸出していいわけですね。そうしてこっちは輸入していいわけですね。向こうから輸出、こっちは輸入の手続をとって

ているわけでしょう、お話し聞くと、どうやらそれ以上のものが出ると、どうも輸入組合の設立の段階だから混乱を来たす、だから待ってくれ、という方が、まあ好ましくないと、どうも意思表示をしたようですが、そういうときは、どうも経路をとるのですか、ちょっと教えて下さい。
○説明員(今村昇君) ただいまの御質問は、こちらのを向こうへ伝達する方法についての御質問だと思ひますが、日本政府の意思は、通常の場合、外務省を通じて、そうして台湾におります日本の大使に電報または公文で伝達するのが通常でございます。

は出ておりましたが、いまの見通しからいけば、十月からこれは自由化は必至なんでしょうか。

○政府委員(川出千速君) 完成乗用車の自由化の時期についての御質問でございますが、前大臣、現在の三木大臣、国会で答弁をされております。それは上期中をめぐるといふ方針には変更がないということ、三木通産大臣は答弁しておられますが、何月何日にやるかという具体的な決定につきましては、なお慎重に検討したいというのが実情でございます。

○近藤信一君 過日、これは新聞に載っておった点ですが、業界はまあ、ちょっと甘えておるんじゃないかと、いままでも当然自由化ということできているのだから、いままでに相当の態勢というものを整えていかなければならぬのが、そういった中でも延びてきているのだから、少しも大企業界自体がだらしがないのだというふうなことも、新聞に出ていたがね。ところが、実際現地の実態を見ました場合に、ただ、自動車の自由化に反対して行く場合に、日産とかトヨタとか、大手会社だけを見た場合は、そういうことが言えるかもしれないけれども、大手の会社の系列ですね、これは何千という系列が中小企業にあるわけなんです。それらの整理からかかっていかなければ、ただ日産やトヨタだけの姿だけ見て、これはもうできるんだと、こういうふうに判断されると、私は、そこに大きな間違いというものが起こってくるんじゃないか。また、それを私は心配するんです。実際系列に入っておる中小企業の今日の姿を見てみますと、これは、いまここで自由化された場合には、さらに単価の切り下げというものがわれわれのところへくるんじゃないか、このことを非常に心配しておるわけなんです。それだけでなく、現在でも単価がコストダウンになって、ダウンするだけダウンされてきたと、これ以上またされるんじゃないかと倒産する以外にないというところ、系列の中小企業の諸君は言っておるわけなんです。そういう実態をよく調査しな

ければ、やはり自由化に対して若干の無理がそこへ生ずるんじゃないか、こういうことを私心配するので、そのことでお聞きするわけなんです。この系列に対するところのあなたのほうの見解というのは、どういうふうな見解を持っておられるのですか。

○政府委員(川出千速君) 先生がたまたま御指摘のとおりでございます。自動車産業に關連しております部品工業、あるいは關連の機材關係の工業の数は非常に多数にのぼっておるわけでございます。自動車工業の整理、盛衰、今後の状況というものは、直ちにそういう下請關係等の業界の今後の状況にも密接な關係があるわけでございます。したがって、私どもとしては、その辺の実態をよく見きわめ、慎重に処理してまいりたいと思っております。

ただ、完成車の自由化に關します限り、三十九年度の輸入の割り当て、実質上は自由化に近い運用をいたしておりましたけれども、生産台数の二〇〇程度に当たる一万三千台強でございます。輸出がすでに生産の一〇〇以上の八万台に昨年度は及んでおるわけでございます。数の上から申しますと非常に少ない数字でございますが、それだけ國産車の性能なり品質なり価格なりが、国内では少なくとも競争を持ち得るような状態になったわけでございます。部品工業が、値下げその他の点で問題がある点も私は知っておりますが、これはむしろ半製品メーカーの相互の競争という点、過当競争、乱売競争という点が私は自由化の問題よりも大きい影響を与えておるのが実態ではないかと思っております。したがって、この前も、大臣と業界との懇談会にしておきまして、大臣から、乱売競争はぜひとも自粛をしてもらいたい、そのためには政府もいかなる協力も惜しまないという方針を示されたわけでございます。また、私どもとしまして、部品業界とシャーシ・メーカー、半製品メーカーとの間に協定を結びまして、過当競争をしないこと、支払い条件を適正にすること等、手を打ちまして、現在その具体化につとめておる段

階でございます。自由化によって部品業界がたいへんな打撃を受けるというよりも、過当競争を是正することによってやったほうが、実質的な効果がある、かように考えております。

○近藤信一君 局長の言われたように、実際大手の過当競争がこれは原因をなしておることは事実なんです。たとえば日産とプリンスとの合同、また、愛知機械ですか、日産が吸収すると、こういうふうなことで、いわゆる吸収されるほうの事業それ自体にもいろいろと制約が加えられてくる。どうしてもこれは輸出する側の日産にしてもトヨタにしても、これはどうしても輸出するためには、相手に負けないようにまたやらなければならぬ。そのしわ寄せは必然的に部品の系列の下請にしわ寄せがやられると、こういうことがこれは繰り返されておるといふのが、いまの実態じゃないかと私思うので、そういうことをいろいろな面からよく考えてやらなければ、私は、下請の中小企業がたいへんなことになってくるんじゃないか、これを心配するわけなんです、現にそういう事実が起りつつあるのです、現地では。だから、私は、やはりまあいままで自由化が延びてきておること、これは事実私どもこれを認めておるわけなんです、これ以上延ばすわけにいかないというの、いま通産当局の考え方のようでもありません。ただ、輸出のほうはそれとしても、やはり輸入される外車、これも非常に何か、この前新聞を見ると、ずいぶんたくさん注文が、申請がなされておるといふふうにも聞いておる。輸出のほうはそれで安くしなければならぬ、それで外国に輸出せなければならぬ。ところが、今度国内のほうに若干のこれは圧迫を受けるわけなんです。そうすると、それともまた競争せなければならぬ。両面においてこれは競争していかなければならぬから、どうしてもこれは自分の犠牲でなくて、系列の犠牲ということに当然なってくる、こういうこととが私は大きく出てくると思う。いま中小企業の倒産が毎月毎月やはりなされておりますように、

またまたこの中小企業の倒産状態というものが続いていくのじゃないか、発生するのじゃないか、こういうことを私心配をして、このことについて質問したわけなんです、そういう点ひとついまだし当局としても慎重にこの点は取り組んでいただきたい、私はこう思うのです。

○政府委員(川出千速君) そういふようなことで大臣も、この前の予算委員会でもございましたが、従来の方針に変わりはないけれども、なお慎重に検討をしたい、こういう答弁をしておるわけでございます。私どもも、大臣の趣旨に従ってきめたいと考えております。

○委員(豊田雅孝君) それでは本調査は、本日この程度にいたします。

○委員(豊田雅孝君) 委員の変更がございました。柳田桃太郎君が辞任され、その補欠として高橋文五郎君が選任されました。本日はこれにて散会いたします。午後零時二十八分散会

八月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一 下請代金支払遅延等防止法の一部改正に関する請願(第八七号)

一 東西貿易の促進に関する請願(第一三〇号)

第八七号 昭和四十年七月三十日受理

下請代金支払遅延等防止法の一部改正に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木省吾

紹介議員 石原幹市郎君

下請代金の支払期間の短縮、支払遅延防止策の強化、違反親会社に対する罰則の強化等下請企業の育成強化を図る抜本的な対策を内容として、「下請代金支払遅延等防止法」の改正をすみやかに行なわれるよう強く要望するとの請願。

理山

近時、中小企業の経営は、親企業の減産、下請代金の支払い遅延、大企業の中小企業分野への進出などの影響を受けてますます悪化し、企業の倒産件数はかつてないほど増加している。政府はこの実情に対処し、さきの第四十八回国会において「下請支払遅延等防止法」の一部改正を行なつたが、その内容を見ると、下請代金の支払遅延防止についての効果は特に期待し得ないなど、現下の中小企業の窮状を打開するためにはきわめて不十分なものである。この際更に抜本的かつ効果的な措置が強く望まれている。

第一三〇号 昭和四十年八月三日受理
東西貿易の促進に関する請願

請願者 新潟市学校通一番町新潟県議會議
長 渡辺常世

紹介議員 小柳 牧衛君

わが国経済の繁栄のため、次の事項について積極的な配慮をされるよう、強く要望するとの請願。

- 一、中国向け延べ払い輸出に対して、すみやかに適切な施策を講ずること。
- 二、北京、上海日本工業展覧会を成功させるため、補助金の支出その必要な援助を行なうこと。

理由

わが国における東西貿易が、昨年ついに九億ドル台を越え、引き続き拡大をみつつあることは、わが国経済の発展にとつて重要な意義を有するものであり、今後いつその飛躍的発展が期待されているが、さきに日中貿易に関してプラント等の輸出契約が破棄されたことは、急速に発展していた東西貿易の将来に大きな影響を与えるものであり、まことに憂慮すべきことである。

八月七日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は七月三十日)
一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案